

中野区幼稚園等における多様な他者との関わりの機会の 創出事業利用者負担軽減補助のご案内

中野区では、区内の私立幼稚園・認定こども園で未就園児を対象に実施する預かり保育（幼稚園等における多様な他者との関わりの機会の創出事業）の利用料について、区内在住児童の利用料の負担額軽減を図る補助（利用料の一部又は全部を利用者に代わって幼稚園等に支払い）を行います。この補助を受けるには、本補助の対象者である旨の申請が必要になります。

1 対象事業

区内の幼稚園及び認定こども園において、保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていない区内在住の2歳児（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ）の児童に対して、専用の保育室を設けて、2か月以上継続して預かり保育（多様な他者との関わりの機会の創出事業）を実施する事業。

※親子登園が基本のプレ保育等、本事業に該当しない場合もありますので、該当するかどうか各施設に必ずご確認ください。

2 利用者負担軽減補助の対象者

中野区内に住民登録がある児童及び保護者が対象となります。

ただし、以下の条件のいずれかに当てはまる利用者は対象外となります。

【対象外となる要件】

- 利用児童が保育所・幼稚園・認定こども園・幼稚園類似施設に在籍している
- 利用児童が家庭的保育事業を利用している
- 利用児童が認証保育所、認可外保育施設等に在籍して、認証保育所等保護者補助金や施設等利用費の交付を受けている
- 利用児童がベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）を利用している

3 負担軽減額

対象者の区分	補助単価
生活保護世帯	児童1人当たり日額3,000円
住民税非課税世帯	児童1人当たり日額2,400円
市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯	児童1人当たり日額2,100円
上記のいずれにも該当しない世帯	児童1人あたり月額44,000円 上限

4 補助額の交付方法

幼稚園等が利用者から徴収する利用料について、対象者の区分に応じた補助単価をもとに計算した金額を利用料から免除します。免除した利用料は区が後日、幼稚園等へ支払います。

5 申請方法

次の書類を、負担軽減を受けようとする月の前月の末日までに、利用しようとする幼稚園を通して、区に提出していただきます。

<全員が提出する書類>

- ① 中野区幼稚園等における多様な他者との関わりの機会の創出事業利用者負担軽減対象者確認申請書（第3号様式）
- ② 申請保護者の本人確認書類のコピー
 - 顔写真つき証明書(1点)：マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、パスポート、障害者手帳、在留カード（両面）等
 - 顔写真なし証明書（2点）：健康保険証（両面）、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

<該当の方のみが提出する書類>

【2025年1月2日以降に中野区に転入された方】

- ③ 令和7年度の「住民税額の決定通知書」または「住民税課税（非課税）証明書（いずれも控除額・扶養人数のわかるもの、コピー可）」
 - ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分

【生活保護受給世帯】

- ④ 生活保護受給証明書

返信用封筒 ※①と②の書類（該当者は③または④書類も）を入れて封緘のうえ、幼稚園に提出してください。

【お問合せ先】

〒164-8501

中野区中野4-11-19（区役所3階）

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

☎03-3228-5681（平日8:30-17:00）